

返戻金について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合、当社は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期 (または内定辞退・取り消しの場合)	返戻金の割合
求職者事由による内定通知後の内定辞退	当社が「紹介成功報酬」として受け取った額の 70%を返戻 します。
入社後、1ヶ月以内に退職の場合	当社が「雇用成功報酬」として受け取った額の 50%を返戻 します。
入社後、2ヶ月～6ヶ月以内に退職の場合	当社が「雇用成功報酬」として受け取った額の 10%を返戻 します。

※「紹介成功報酬」について、一度求職者へ内定通知後、会社都合により内定取り消しとなった場合は返戻されません。「雇用成功報酬」についても、会社都合により解雇とする場合は返戻されません。

※「紹介成功報酬」、「雇用成功報酬」の返戻については、その事由発生的事实を求人者から書面等で申し出を受け、当社がその申し出を受領した時点より30日以内に返戻を行います。

※本件、制度の詳細・適用については個別に各求人者との取引において、定めます